

陸上自衛隊和歌山駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストはオープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
6	胸部X線デジタル撮影	和歌山駐屯地	7.4.8～ 7.5.31	7.3.4	7.3.12 10:00	7.3.12 10:00	無	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒644-0044

住所 和歌山県日高郡美浜町和田1138

契約機関名 陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊（担当： 上中）

電話番号 0738-22-2501（内線346） メール ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見積書

件名リスト一連番号 6

見積金額 ¥ 単価

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	胸部X線デジタル撮影	仕様書のとおり	枚	110		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		7.4.8~7.5.31	
落札方法		単価決定	見積書有効期間			
契約保証金		免除				

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年3月12日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 関 主税 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

¥

単価

(消費税及び地方税を含まない。)

NO	品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
1	胸部X線デジタル撮影	仕様書のとおり	枚	110		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
納入(履行)場所		和歌山駐屯地	納期(履行期限)		7.4.8~7.5.31	
落札方法		単価決定				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 関 主税 殿

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
胸部X線デジタル撮影	作 成	令和7年2月25日	
	変 更		
	作成部隊等名	第304水際障害中隊	

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は、和歌山駐屯地において実施する胸部X線デジタル撮影に適用する。

1.2 用語及び定義

1.2.1 胸部X線デジタル撮影

肺がん検診、結核検診を包括する撮影をいう。

1.2.2 判定

肺がん検診の判定は、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う。

1.2.3 データ

胸部X線画像をDICOM規格（「Unitea@」で作成）によりDVD-Rに書き込んだ状態をいう。

2 撮影対象予定人数

110名

3 読影に関する要求

3.1 読影要領

胸部エックス線読影は2名以上の医師によって実施し、うち1名は肺癌診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含めるものとする。

3.2 読影機器

日本肺癌学会が定めた基準等によるものとする。

3.3 読影期間

契約相手方が胸部X線画像を撮影した日から読影結果の発送日までの期間は、7日以内とする。

3.4 読影結果

契約相手方は、読影結果を40歳以上の隊員1名につき1枚作成し、読影結果には、心胸郭比、精密検査の要否及び読影医師名を明示するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類は、表1による。

表1－提出書類等

番号	名称	数量	提出先	時期	提出方法
1	胸部集団検診連名簿	1	調達要求元	撮影終了後、1か月以内	郵送または持参
2	データ	1			
3	読影結果	1			

4.2 データの保存期間

契約相手方は、撮影した日から5年間保存したのちに破棄する。

4.3 個人情報の管理

契約相手方は、請負業務遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、及び持ち出してはならない。また、個人情報の秘密保持義務を遵守し必要な措置を講じなければならない。

契約相手方が上記に違反することによって、官側が損害を受けた場合、契約相手方がその損害を補償しなければならない。

4.4 官側の支援

受付対応、撮影者の誘導を行う。